

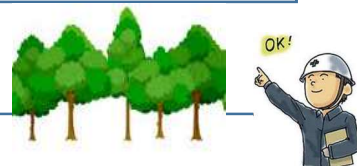
申請手続きの流れ



【申請者】○事前相談、現地確認

事業申請前に市職員が現地を確認します。まずはご相談ください。

補助対象事業可能と判断した場合



【申請者】○森林所有者の伐採同意を取得

○事業者と事業費、事業スケジュールなどについて打ち合わせ

【申請者】○森林の伐採を行う事業の場合は伐採作業30日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出

○「補助金交付申請書」および必要な書類を添付して提出



【市】○提出された申請書類を審査し、書類に不備がなければ、申請者へ交付決定通知書を送付

「補助金交付決定通知書」が申請者に到着

【申請者】○申請に基づき、事業をスタート

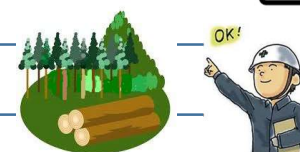


事業進捗中に申請した事業内容(金額、実施期間等)に変更があった場合は必ず市の担当者へ連絡してください！！(変更手続きが必要になります。)

【申請者】○事業完了後、「実績報告書」及び必要な書類を添付して提出



【市】○実績関係書類の確認及び現地検査



【市】○適正であれば、補助金交付確定通知書を送付

【申請者】○「補助金等交付請求書」を市へ提出



【市】○補助金を支払